

広島県告示第三百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定によって、同法第六十九条の八第二項に規定する更新研修の実施に関する事務を行わせる指定研修実施機関として次の者を指定した。

平成二十六年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指定期日	指定の有効期間
社会福祉法人広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町一二番二号	平成二十六年三月三十一日	平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで
一般社団法人広島県シールバーサービス振興会	広島市南区皆実町一丁目六番二九号	平成二十六年三月三十一日	平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで